

第 763 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 5 年 11 月 24 日 (金) 13 時 52 分～15 時 23 分
場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 3 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) 神奈川県資源管理方針の変更について (資料 1、1-1、1-2)
- (2) まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量について (資料 2-1、2-2)
- (3) 小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 3)
- (4) 移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 4)
- (5) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 5)
- (6) さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 6)

2 報告事項

- (1) 令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会第 58 回東日本ブロック会議の開催結果について (資料 7)

3 その他

- (1) 令和 6 年 2 月の委員会開催日程について
- (2) その他

出席者

- ・委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鶴飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- ・事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、鈴木臨時主事
- ・県水産課 石黒担当課長、照井 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、村尾主事、遠藤技師、野口技師、伊藤主事

議 事

山本事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況につきまして、御報告いたします。

本日は、委員 15 名中 14 名の委員の出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしく願いいたします。

議 長

ただいまから第 763 回の委員会を開催します。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、諮問事項が 6 件、報告事項が 1 件とその他となっております。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

黒川委員、小菅委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは黒川委員、小菅委員、よろしく願いいたします。

議事に入ります。

まず、諮問事項（1）「神奈川県資源管理方針の変更について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 遠藤技師

【資料 1、1-1、1-2 に基づき説明】

議 長

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員、お願いします。

鵜飼委員

何点か、基本的な部分について教えていただきたいと思います。

令和 2 年に、まず県の資源管理方針が定められたということによろしいですか。

水) 遠藤技師

はい、そのとおりです。

鵜飼委員

その際にまあなご、まこがれい、たちうおの 3 種が指定され、今回 7 種を追加するということですが、なぜこの 7 種を選定したのでしょうか。

水) 遠藤技師

現在、資源管理計画が実施されているのですけれども、令和 5 年度末までに資源管理協定へと移行することになっております。

そちらに移行するにあたって、資源管理方針に記載されている魚種については、当県の定める資源管理方針にその魚種を記載することになっております。

現状で資源管理協定に定める予定のある 7 種が、今回追加する 7 魚種にな

っております。

大竹委員

こちらは、現時点で具体的な数値は出してないのでしょうか。例えば、どの程度にするか、具体的に何をするかといったような。

水) 遠藤技師

現在は各漁協と内容について協議しているところですので、今後になります。

大竹委員

しらす漁業をやっているのですけれども、協議会の方から聞いた話によると、神奈川県やしらす漁業は90%~99%ほどが自分で活用、加工し販売するため、獲れる量に限界があるのです。

加工業者のように一日に何トンも仕上げができるわけではなく、機械化が進んでいるところでさえ頑張っても1トンほどしかできないのです。他県では仕上げがほとんどないので獲れるだけ獲ることができ、二艘曳き1回で2トンや3トンも獲るといった場合もありますので、それと同じように比較をされてしまうと困ります。

具体的に出ていないのでどうなるかわかりませんが、それを考えたうえで提案していただかないと、まとまらないのではないかと思います。

資源管理自体は悪いことではないと思いますが、市や県で一律にこれくらいと決めてしまうと、問題が生じるのではないのでしょうか。

あわびは完璧にやらないといけないのだろうと考えます。ほとんどいないうえ、大きいものもやせてしまっているのです。

なまこについては、もう買ってもらえないような3月の終わりになって結構出ているところがあります。最近では密漁者がいて、警察が3月の末から4月ぐらいになまこを獲って売っていた密漁者を捕まえたと聞いています。今年はありませんでしたが、去年まで毎年2、3件ずつあり、それも上の方に出没しているので、1人で20キロほど獲っているという事例もありました。

なまこは獲る時期にいないために、いなくなったと言われている可能性もあります。とてつもなく遅い時期に大量に出ているということは聞いていますので、そういったこともしっかりと調べた方がよいかと思います。数字的に見て量がないから、いないのだろうとするのではなく。

あわびに関して、相模湾では大きいものもたまにいますが、身がやせてしまっていて売り物にならないのです。

そこを考えていただくと助かるかと思います。以上です。

水) 遠藤技師

資源管理計画と今後移行する資源管理協定については、基本的に、漁獲量というより取組みの内容などを記載していただくことになります。

例えばしらすでしたら、年間何日の休漁を行っていただくといった内容の

ことを記載していただくことになるかと考えております。

大竹委員 共済とは別でやるということですか。今しらすの方では共済を進めようとしているところですが、共済で年間何日休むようにと言われ、追加でさらに休漁となると、共済への加入をやめるという事態になってしまいかねないかと。

水) 遠藤技師 逆に、協定に入っていないと今後おそらく、共済に加入することができないというような条件が付くかと思います。

水) 石黒担当課長 資源管理協定の中で取り組んでいただく事は共済の必要条件として上がっていますが、共済に入るために何か特別な条件があるわけではありません。

大竹委員 共済の資源管理と同じ条件で良いのであれば、ある程度納得されて、しらすでも共済が進んでいくかと思います。西のほうでやっていて、大楠でも入り始めたので。

水) 石黒担当課長 まず資源管理に取り組み、漁獲を抑えなければいけないところを補填するための共済という位置付けになりますので、その中で取り組んでいただくこととなります。

大竹委員 分かりました。

議 長 はい。他に何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員 鵜飼委員、お願いします。

鵜飼委員 T A Cとの関係性についてです。

例えば、きんめだいは県の方で資源管理協定があるからということで資源管理計画の御説明がありました、T A Cとの関係はどうなっているのでしょうか。

水) 遠藤技師 現在T A Cには入っていない魚種ですけれども、今後T A C魚種になった場合、現在は資源管理方針の別紙にきんめだいを追記するというようなことになっているところ、別紙2の方に移して記載することになるかと思えます。ただし、資源管理方針の中には記載されたままとなります。

鵜飼委員 それは記載の方法だと思いますが、具体的にはどちらが有効になるのでしょうか。

現在T A Cが議論されている中で、県として資源管理方針を定めて中位まで持っていくという話ですけれども、T A Cが網をかけてきた場合、優先順位はどのようになるのですか。

水) 菊池副技幹 T A Cにつきましては国際条約上出てくる話ですので、決定ではありませんが、T A Cの方が優先されると思います。

ただし、T A C化によってこの別紙3から消えるかどうかについてはまた

別で、TACをやりつつ別紙3の中の企画も継続するということもあり得るでしょうし、TACになったから別紙3の方はやらなくても十分管理ができるだろうということであれば、別紙3の方からは消えることになろうかと思えます。

例えばこの資料19ページの別紙3-5にきんめだいが位置付けられていますが、ここから消すか否かという議論は別途行うことになると思います。

議長 確認させていただきたいのですが、今、TACが国際法上決まっているとおっしゃいましたか。

水) 菊池副技幹 国際条約等で決まっている内容もありますということにして、きんめだいについて国際条約で決まっているというわけではありません。

議長 そうですよ。
他に御意見、御質問等ございますでしょうか。
特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同 了承

議長 それではそのように決定します。

続いて、諮問事項(2)「まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 遠藤技師 【資料2-1及び2-2に基づき説明】

議長 この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

1点質問です。まあじの図を見ますと、相模湾における直近5年の傾向は中位増加であるとの記載があります。直近5年を見れば中位増加かもしれませんが、この図をぱっと見たときに中位増加と言えるのかと疑問があります。それについては、いかがでしょうか。

水) 遠藤技師 あくまでも直近5年間の平均となっておりますので中位増加と記載されているところですが、昨年度の2022年については若干増加が大きかったと聞いております。

議長 わかりました。

他に御意見、御質問等よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同 了承

議長 それではそのように決定します。

続いて、諮問事項（３）「小型機船底びき網業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 野口技師
議 長

【資料３に基づき説明】

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定します。

続いて、諮問事項（４）「移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 伊藤主事
議 長

【資料４に基づき説明】

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定いたします。

続きまして、諮問事項（５）「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 伊藤主事
議 長

【資料５に基づき説明】

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定します。

続いて、諮問事項（６）「さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 伊藤主事
議 長

【資料６に基づき説明】

この点につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申

委員一同
議長

することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

了 承

それではそのように決定します。

続いて、報告事項（１）「令和５年度全国海区漁業調整委員会連合会第５８回東日本ブロック会議の開催結果について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事）荒井代理
議長

【資料７に基づき説明】

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

私の方から少し発言させていただきたいのですけれども、全漁調連の東日本ブロックの件で今回新規に入れていただいた、くろまぐろに関する要望事項ですが、その内容につきまして少し詳しく説明した資料があった方がよいかと思います、会議資料として配布させていただきました。

少しお時間をいただきまして内容について説明させていただきたいと思えます。

まず、お配りした記事の４ページ目の図３を御覧いただきたいと思えます。

これは前々回の委員会でお配りしたものと同一図ですが、年齢別の漁獲係数を年代別に示した図になります。この図３で青色の線で示した２００２年から２００４年の漁獲係数の値と、一番下の赤い色で示した２０１８年から２０２０年の漁獲係数の値を比較したいということです。それを整理しましたものが、５ページ目の表１になります。

漁獲係数というのは漁獲の強さを表す数値のことですが、漁獲係数が決まりますと、資源量の何％が漁獲されるか、すなわち漁獲率というものが計算できます。例えば資源量が１００トンのときに漁獲率が１０％であれば漁獲量は１０トンになりますし、漁獲率が２０％であれば漁獲量は２０トンということになります。

したがって、漁獲係数というとなかなかイメージが掴みにくいと思いますが、漁獲率であれば資源量と漁獲量の関係がよくわかると思いますので、表１には図３から読み取った漁獲係数と、その漁獲係数から計算した漁獲率の両方を示しております。

まず表１の見方ですが、０歳のところを見ていただきたいのですけれども、この場合の２００２年から２００４年の漁獲係数というのは、先ほどの図３を見ますと約０．６ということになります。これを漁獲率に換算しますと、２４％になります。したがって、仮に０歳魚の資源量が１００トンであれば、漁

獲量は 24 トンになるということです。

同じく図 3 から、2018 年から 2020 年の漁獲係数の値を読み取りますと約 0.19 になります。この 0.19 を漁獲率に換算しますと 9% になります。したがって、仮に 0 歳魚の資源量が 100 トンであれば、漁獲量は 9 トンになるということです。

0 歳の資源量が 100 トンの場合を例として説明しますと、2018 年から 2020 年の漁獲量は 9 トンで、2000 年から 2004 年の漁獲量は 24 トンということになりますので、2018 年から 2020 年の漁獲量は 2002 年から 2004 年の漁獲量の 0.36 まで削減されていたということになります。

表 1 の青字で示しましたように、2002 年から 2004 年の漁獲量の半分を TAC と設定したわけですから、TAC が意図したのは削減率で言えば 0.5 のはずですが、ところが 2018 年から 2020 年の漁獲量は、その 0.5 よりもはるかに小さい 0.36 まで削減されていたということになります。同様に 1 歳魚の場合は 0.32 まで削減、2 歳魚の場合は 0.15 まで削減、3 歳魚の場合は 0.23 まで削減ということになります。

つまり、TAC は 2000 年から 2004 年の小型魚の平均漁獲量の半減すなわち削減率を 0.5 に設定したわけですが、実際の 2018 年から 2020 年の漁獲量の削減率は 0.15 から 0.36 まで、非常に大きく削減されてしまっていたということです。

TAC は 4,007 トンで同じなのに、なぜこれほど大きな削減になってしまったのかと言いますと、小型魚の資源量が増大したことが原因です。もし小型魚の資源量が増大していなければ、漁獲量の削減率は 2002 年から 2004 年当時の 0.5 程度のみで推移し、そこまで大きく変わらなかったはずですが。

小型魚の資源量が増大したのは漁獲規制の効果ではありません。1 ページ目の図 1 を見ていただきたいのですが、図 1 の上の図は 0 歳の資源尾数の推移を示しています。

漁獲規制が行われたのは 2015 年からですから、0 歳魚の数が急増しているのは図 1 の赤で示したように漁獲規制が始まった翌年の 2016 年以降であることがわかります。

漁獲規制を始めた年の次の年に漁獲規制の効果で 0 歳魚の数が急増するとは考えられませんので、この 0 歳魚の尾数が急増したのは、環境変動の影響によるものと思われます。

つまり、環境変動による小型魚資源が増大する可能性を全く考慮せずに、2015 年以降の TAC を 2002 年から 2004 年の漁獲量の半分の 4,007 トンに固

定してしまったところに、管理手法としての致命的な欠陥があり、そのことが、沿岸漁業に大きな混乱を引き起こす原因になったということです。

次に、漁獲係数Fを用いて漁獲規制を実施した場合の規制効果について検討したシミュレーションがありますので、結果を紹介したいと思います。6ページ目の図4を御覧ください。

このシミュレーションが行われたのは2015年ですので、当時使用することができた親魚データは2012年まででした。図4の親魚量のデータを見ますと、2000年頃から親魚量の低下が始まっていることがわかります。

親魚量の低下を確認したWC P F Cが、その対策として2004年から漁獲規制を実施したという想定のもとでシミュレーションを実施しています。

したがって、シミュレーションでは2004年から2012年までの間、漁獲規制を行った場合を想定し、以下の3つの漁獲規制のシナリオについて検討しています。

シナリオ1は全年齢の漁獲係数Fを半減にした場合、シナリオ2は0歳から3歳以下までの漁獲係数Fを半減にした場合、シナリオ3は0歳魚と1歳魚を禁漁にした場合、すなわち、0歳魚と1歳魚の漁獲係数Fを0にした場合になります。

図4を見ますと、黒い線で示しました全年齢の漁獲係数Fを半減したシナリオ1が、最も規制の効果が大きいことがわかります。

赤い線で示した、0歳から3歳までの漁獲係数を半減にしたシナリオ2も、シナリオ1と比べますと親魚量の値そのものは全体的に低くなっていますが、シナリオ1と似た親魚量の回復パターンを示していることがわかります。

青い線で示した0、1歳を禁漁とするシナリオ3は、漁獲を免れた0、1歳が親魚になるためには数年かかるので、親魚量の増大が始まるまでに数年を必要としています。それ以降は、シナリオ2よりも、親魚量回復の効果が大きいことがわかります。

ただし、0、1歳を禁漁した場合の規制効果が大きいので、0、1歳を禁漁にすべきなどという意図はありませんので、その点は誤解がないようにしていただきたいと思います。そのようなことをしたら0、1歳魚を漁獲対象としている漁業がつぶれることになってしまいます。

むしろ、水産庁が2015年から実施した漁獲規制というのは小型魚に対する漁獲規制が極めて厳しく、このシナリオ3に近い漁獲規制だったという言い方ができるかもしれません。

負担の公平性という観点から言うと、上記の論文では実施されていませんが、全年齢の漁獲係数を2～3割削減するという漁獲規制を実施していても、シナリオ2や3と同程度の親魚量増大の効果が得られたのではないかと思います。

以上をまとめますと、環境変動による0歳魚の資源の変動を考慮せず小型魚のTACを4,007トンに固定してしまったことが、漁獲規制の手法としては致命的な欠陥であり、沿岸漁業に大混乱を引き起こした原因になったと考えられます。小型魚のTACを4,007トンに固定するのではなく、漁獲係数を用いて、つまり資源量に対する割合で抑制を実施すべきであったのではないのでしょうか。

小型魚のみを対象として漁獲量を50%削減するという極めて過酷な漁業規制を実施したわけですが、結果的にはさらに大きな削減率となってしまっており、それに対して、大型魚については、現状の漁獲量を維持する、すなわち漁獲量の削減なしという漁獲規制は、資源回復のための負担の公平性という観点から見ると、極めて不公正な規制であったと考えます。

全年齢に対して漁獲係数を2、3割削減するという漁獲規制であっても親魚回復の効果は十分あったと思われることから、負担の公平性という観点から見ると、全年齢に対して漁獲規制を実施すべきであったのではないかということです。以上のことから、太平洋クロマグロの漁獲量規制に関して、WCPFCと水産庁は現状の資源変動を十分に考慮した、より柔軟な対応をさせていただきたいと切にお願いするということが趣旨になります。

以上です。

何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでもよろしいでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定します。

続きまして、その他になりますが、前回の委員会で黒川委員から御発言がありました件について国から情報提供があったということですので、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 照井G L
議 長
黒川委員

【資料8に基づき説明】

黒川委員、いかがでしょうか。

様々な情報が飛び交っていて、今組合組織で弁護士のところに行って頼むですとか、各県で議員に頼むという情報も流れてきています。

安全のためと言う方は良いと思いますが、一番困るのは、例えば5トン未満の船のどこに、そのような大きいものを付けるのかということです。

例えば30人乗りの船に5個もつけたら、また復原性などの検査をやり直さなければならない。100万円くらいですが、どこからお金が出るのか。

そのような、もっと現場の意見を聞いてくれないのかということが多々あります。

A I Sに関しても、千葉県で漁船が突っ切って沈んでしまったことがあり、その際にA I Sがあれば見つかったという話になりました。組合内では平水でA I Sを4隻入れています、それもよし悪しなのです。

確かに、居場所がわかることは安心ですが、それを神奈川県下の全部につけてどうなのかという考えもあります。

水) 照井G L

まだパブコメは受け付けているということなので、そういったところで現場の御意見を伝えていただければと思います。

それから、今お話のありました設置する場所がないということにつきましては、J C I等の判断になってくるのですけれども、猶予といいますか、もっと小型のもので良いといったことについて免除規定のようなものはあるようです。

黒川委員

それも定かではないのでしょうか。変わる可能性があるということなので、断言できないではないですか。それがやはり、漁業組合員たちが一番懸念しているところです。

小菅委員

非常に問題になっていまして、これは法律自体がザルと言いますか、何のために作るのだと思います。

安全基準と言いながら、平水区域15度未満になると、東京湾は除いてあるという。海に落ちてしまうのは皆一緒に、その瞬間に助かる人、助からない人というのは、北海道のような冷たい海域を差し置いても、除くところが出てくること自体、安全基準という名目で付けられたらたまらないですよ。

既にみんな救命胴衣を着けていますし、救命浮環もありますので。もし助かるものならば、それで助かるし、小型船に付けるように話に出ている20キロや40キロあるものを、5トンやそれくらいの船が沈みかけてるとき、誰が投げるのでしょうか。そのようなものを投下する前に皆亡くなってしまいます。皆が救命胴衣を着用する方が、はるかに助かるかと思います。そこまで泳いでいだけで体力を失いますので。

安全基準の名目で何をやっても良いという法律自体が不可解だと思います。観光船や大きい船ならばしっかりとした設置場所もありますし理解でき

ますが、今から付けるとなると、費用の問題だけでなくバランスの問題もあります。

こういうことをやった方が良いと言いますが、知床のどうしようもない会社が起こした事故のために、きちんとやっってる人たちがなぜ、このような負担をしなければいけないのかと。安全基準という名目ですと反対しづらいですが、読めば読むほど、知れば知るほど、酷い法律だと思います。

救命胴衣の義務化の際は十分に理解ができました。ですが、これは船の構造も理解していないですし、やみくもに付けさせるための法律としか思えません。安全基準に例外を作るということ自体が、法的には機能しないのではないのかなど。余りにも酷過ぎるというのが、私の意見です。

議長

ありがとうございます。水産課から何かございますか。

水) 照井GL

こちらは国交省が主体で動いていて、水産庁の方もほとんど把握していないという状況でした。現在パブコメを実施しているということですので、そういう声はどんどん届けていただきたいと思います。

黒川委員

きちんと分かっていなかったので動きづらいところはありませんでしたが、ある程度わかってきて、12月1日までということですから間に合うかどうかというところはありませんが、やはり意見は出しておきたいと思います。

水) 石黒担当課長

黒川委員からお話があり、今週の月曜日に初めて水産庁・国交省合同の説明会が実施されたところで、我々も大分内容を承知してきたところでございます。補助金というところで、かなり皆さん混乱されたかと思えます。

ですので改めて確認いたしますと、補助金というのはあくまで国交省側の海上運送法適用船ということで、遊漁船は今回の補助金の対象外であり、それとは別で、期間は少し先になりますけれども、安全関係の法律の適用になる、現状としてはそのようなになっています。

そういった中で、パブコメの期間が12月1日までとなっておりますので、必要な意見は述べていくと。我々もなかなか把握できていなかった点もありますが、意見を述べる機会が設けられていますので、必要な意見は述べていかなければいけないと考えております。

事実を正確に理解しなければならないところかと思いますが、必要があれば水産課の方で調べますので、お問合せいただければと思います。

青木勇委員

今一番焦っているというのが、遊漁船を省くことになっているわけでしょう。

ただ、遊漁船が花火大会へ行ったり、いわゆる漁業体験をしたりすることで、不定期航路を登録しているのです。それが引っかかるので、皆慌ててい

るのです。

水) 照井G L そのような旅客船としての登録を持っているものについては対象になってくると思います。

青木勇委員 もう差し迫っているのですよね。

水) 照井G L はい、期限が短くなっております。

青木勇委員 今西の方では署名を集めているようですが、なかなか署名を集めたからといって素直に通るとは思えないのです。

黒川委員 そうなのですよ。上で決めてしまっただけで、それをやるようにという言い方なので、根本的に説明不足なのです。

小菅委員がおっしゃったように、ライフジャケットもそうですが、当時は法律ではなく危ないから一時的に付けましようとなり、これだけやるのであれば義務付けたらどうかと現場から声が上がっていたのです。ライフジャケットであれば仮に落ちてしまっても浮くではないですか。それで1つ回避しているわけですよ、海側の人たちは。

北海道の件は命を失ったことで本当に痛ましいと思いますし、安全性云々というのはわかります。ですが、やはり、国民に細かく説明するのが義務かと思えます。

水) 石黒担当課長 基本的には省令ですので、国会ではなく省庁の判断で決定しているものになります。

今回は国交省が決定しておりますので、国交省に必要な意見を上げていくことが必要かと思われます。

小菅委員 国会で決めていない省令であっても、議員の方々に意見をお伝えする以外に方法がないと思うのです。中止になることはないかと思いますが、あまりにも、知れば知るほど酷い内容だと思います。

船舶安全基準の強化などと立派なことが書いてありますが、それならば、東京でもどこでもやるべきではないでしょうか。温度水域もあるようですが、明らかに、横須賀や横浜より冷たいところの方が多いので。

そういったところは平水区域というだけで除外され、一方で相模湾やうちの方では日帰りの遊漁船まで対象にすると。

例えば、1泊2日でどこかへ出ていく船などなら兎も角、そういったこともなく、温度で決めたりと、それが果たして海へ落ちたときの安全基準として適切かということ、専門的な知識のある方がきちんとやったようには思えないのです。

黒川委員 全国一律ではなく、例えば東京湾の大部分が適用除外であるゆえに、我関

せずな御意見もあると思うのです。

小菅委員 補助金についても、全部に設置するようになっている一方で海上運送法の適用を受けない遊漁船は対象外というのは理解に苦しみます。

水) 石黒担当課長 そちらの趣旨としては、適用がまだ先だからということだと思われま。事実としてどのような改正案が出ているかについては、要約版として案や考え方が示されていますので、運用する立場としてどのような支障があるのか述べていくことで、ある程度、省令の具体的な内容については再検討されるかと思しますので、具体的な意見を述べてくことが必要と思ひます。

議長 パブリックコメントを実施しているとのことですので、必要な御意見はできるだけ出していただければと思ひます。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは本日の委員会はこれで閉会とします。

なお、次回は12月25日月曜日14時からの開催予定となっております。

御協力どうもありがとうございました。

以上